

施策152

廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部 廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

平成27年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成しているが、活動指標の平均達成率を考慮して、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量		352千トン 以下 (23年度)	338千トン 以下 (24年度)	1.00	323千トン 以下 (25年度)	306千トン 以下 (26年度)
	360千トン (22年度)	345千トン (23年度)	323千トン (24年度)			
目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
26年度目標 値の考え方	廃棄物処理計画の目標値の考え方を踏まえて設定した平成27年度目標値の達成に向けて、平成26年度の目標値を323千トン以下と設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15201 ごみゼロ社会づくりの推進（環境生活部廃棄物対策局）	1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）		951 g/人・日 以下 (23年度)	939 g/人・日 以下 (24年度)	0.96	926 g/人・日 以下 (25年度)
		966 g/人・日 (22年度)	967 g/人・日 (23年度)	976 g/人・日 以下 (24年度)		
15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の再生利用率		39.2% (23年度)	41.5% (24年度)	1.00	41.8% (25年度)
		36.9% (22年度)	41.1% (23年度)	41.8% (24年度)		
15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の不法投棄総量		440トン 以下	370トン 以下	0.59	370トン 以下
		462トン (22年度)	150トン	623トン		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	1,015	1,012	2,192	4,296	
概算人件費 ¹⁾		775	763		
(配置人員)		(86人)	(83人)		

平成25年度の取組概要

- ① 南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、環境省の災害廃棄物対策指針を踏まえた上で、市町の災害廃棄物処理計画策定のためのマニュアルを作成するとともに、市町職員を対象とした研修を実施することにより災害に強い人づくりを推進。
- ② 一般廃棄物の減量化やリサイクルを推進するため、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用した普及啓発や市町と連携して学校等での出前授業を実施し、「もったいない」という環境意識を高揚するとともに、排出削減や資源化を進めている先進的な事例について市町へ情報提供。また、市町の廃棄物処理施設の円滑な整備に向けて、国の循環型社会形成推進交付金を確保できるよう支援を実施。
- ③ RDF焼却・発電事業について、安全で安定した運転を行うとともに関係市町等と協議を進め処理委託料の改定等を実施。事業が終了する平成33年度以降の関係市町等のごみ処理体制について、市町等の要請に応じ検討に参画。また、廃棄物処理センター事業による産業廃棄物最終処分場について、国や県補助金を交付し、平成25年度末で施設整備を完了。
- ④ 産業廃棄物の適正処理を一層推進するため、多量排出事業者や横ならび感の強い業界に対して、電子マニフェストや優良認定処理業者の利活用について個別訪問による働きかけ（408社）を実施。また、関係団体と連携して、優良認定処理業者の育成を進めるためのセミナーを開催。（166名参加）
- ⑤ 廃棄物の再資源化を促進するため、廃棄物系バイオマスを対象に県内2地域において、有機性汚泥の固形燃料化と水産加工残さ等のメタン発酵によるバイオガス発電等の事業化検討を実施。また、再生資源の有効活用のため、三重県リサイクル製品利用推進条例を的確に運用。

- ⑥ 産業廃棄物の不適正処理事案等について迅速な対応を行い、悪質事業者に対し、改善命令（3件）を行うなど厳正に対処。また、監視・指導において、民間パトロールや監視カメラの活用に加え、市町、民間事業者、県内自主活動団体等さまざまな主体との連携を強化することにより、不適正処理の未然防止や早期発見に取組。
- ⑦ 産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある4事案全てについて、産廃特措法に基づく国の支援を得て、恒久対策に着手。

【年間実施結果】

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ① 南海トラフ巨大地震等における災害廃棄物処理を円滑に進めるため、南海トラフ巨大地震の新たな被害想定に基づき、「市町災害廃棄物処理対策マニュアル」を作成しました。今後は、本マニュアルを活用し、市町における計画策定を促進するとともに県の災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の広域処理体制を構築する必要があります。
- ② 一般廃棄物の3Rの推進により、最終処分量（平成24年度4万2千t（災害廃棄物を除く）→平成25年度（推計値）4万1千t）、1人1日当たりのごみの排出量（平成24年度976g/人・日（災害廃棄物を除く）→平成25年度（推計値）963g/人・日）は減少する見込みです。今後も、一般廃棄物の3Rをさらに進めるため、生ごみ等の排出削減や資源化に向けた取組を一層推進する必要があります。
- ③ RDF焼却・発電事業について、固定価格買取制度への移行等を踏まえ収支計画を見直し、処理料金を改定しました。引き続き安定した事業運営が行えるよう、RDF運営協議会において関係市町等との協議が必要です。また、RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制の構築に向けて、市町等と一体となって検討を進める必要があります。
- ④ 産業廃棄物の3Rの推進により産業廃棄物の最終処分量（平成24年度28万1千t→平成25年度（推計値）28万t）は減少する見込みで、再生利用率（平成24年度41.8%→平成25年度（推計値）41.9%）は増加する見込みです。今後も、産業廃棄物の3Rや適正処理を進めていく必要があります。また、多量排出事業者に対しては適正管理計画の策定指導を行うとともに、電子マニフェストや優良認定処理業者の利活用が一層進むよう取り組む必要があります。
- ⑤ 廃棄物系バイオマスの再資源化等に関し県内2地域において事業化検討を行い、平成26年度に民間事業者主体で実証実験を実施するための基本計画を策定しました。今後は事業化につながるよう、実証実験を支援し、廃棄物の再資源化を促進する必要があります。
- ⑥ 平成25年度の不法投棄量は、規模の大きな事案や通報件数の増加もあったため、623トンと年度目標値（370トン）を上回りましたが、県民等からの不法投棄に関する通報等に対し速やかな対応を行うことで早期是正を図りました。今後も、より効果的で効率的な監視指導となるよう各主体と連携を図り、不法投棄の根絶に努める必要があります。
- ⑦ 産業廃棄物が不適正処理された4事案全てについて、恒久対策に着手しました。産廃特措法の期限である平成34年度までに完了させる必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

【環境生活部廃棄物対策局 次長 田畑 知治 電話 059-224-2375】

- ① 南海トラフ巨大地震等における災害廃棄物処理に対応できるよう、市町の災害廃棄物処理計画策定を促進するとともに、国の検討状況を踏まえ、県の災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の広域処理体制の構築を進めます。
- ② 学校等と連携し、学校現場や地域において、「もったいない」という環境意識の普及啓発を進めるた

- めの環境教育を行うとともに、市町の循環型廃棄物処理施設の整備について技術的支援を行います。
- ③ RDF焼却・発電事業について、安全で安定した運転を確保するとともに、事業終了後の関係市町等のごみ処理体制における枠組みや処理の方法等について引き続き関係市町等と一体となって検討を行います。
 - ④ 産業廃棄物の適正処理を進めるため、マニフェスト発行件数の多い事業者や横ならび感の強い業界を重点的に訪問するなど効率的、効果的な方法により、電子マニフェストと優良認定処理業者の利活用を促進します。
 - ⑤ 廃棄物系バイオマスの事業化にかかる基本計画に沿って民間事業者主体で実施される実証実験を支援し、廃棄物の再資源化を促進していきます。
 - ⑥ 不適正処理の未然防止や早期発見をするため、引き続き、厳正な監視・指導を行うとともに、民間パトロールの継続活用や監視カメラによるチェック体制の強化に加え、さまざまな主体との連携を強め県民への啓発活動を実施します。また、行政、排出事業者及び処理業者等の連携を図り、それぞれが歩調を合わせた不法投棄対策を推進するための情報交換の場を設けること等により、「不法投棄を許さない社会づくり」を進めます。
 - ⑦ 産業廃棄物が不適正処理された4事案全てについて、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、実施計画に基づいて着実に恒久対策を実施します。

* 「○」の着いた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。